

入札監理小委員会
第435回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第435回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年10月26日（水）17:07～18:49

場 所：永田町合同庁舎 1階 第3共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○洗濯場・一般廃棄物処理施設の運転等に係る業務（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）

○建設業取引適正化センター設置業務（国土交通省）

2. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、辻専門委員、生島専門委員、川澤専門委員

（日本原子力研究開発機構）

核燃料サイクル工学研究所 環境技術開発センター廃止措置技術部 環境保全課 菊地課長

本部契約部 契約第2課 照沼課長代理

〃 契約調整課 常松課長代理

（国土交通省）

土地建設産業局 建設業課 川浪建設業適正取引推進指導室長、赤羽課長補佐、鈴木許可係長

（事務局）

栗原参事官、新井参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから第435回入札監理小委員会を開催します。

本日は、洗濯場・一般廃棄物処理施設の運転等に係る業務、建設業取引適正化センター設置業務の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、洗濯場・一般廃棄物処理施設の運転等に係る業務の実施要項（案）について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所環境技術開発センター廃止措置技術部環境保全課、菊地課長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いします。

○菊地課長 それでは、資料に従って説明したいと思います。件名は「洗濯場・一般廃棄物処理施設の運転等における民間競争入札実施要項（案）」ということで、本件につきましては、先般の評価で、競争性があるとは言いがたいという評価によって、継続審議ということで、2期目の案件になります。内容としては、時間も少ないようですので、概要と、それから変更点をご説明させていただきたいと思います。

ページめくりまして、3/71になりますけれども、1ポツの（1）本業務の概要ということで紹介させていただきます。本業務は、機構の核燃料サイクル工学研究所（以下、「研究所」という。）の放射線管理区域、これは核燃料物質等、汚染されたものも含めて取り扱う施設になりますが、（以下、「管理区域」という。）ところで、使用した作業用の衣類の洗濯作業、それから、研究所から発生する一般廃棄物・産業廃棄物の保管管理及び処理に関する業務を行うものであります。

まず、3ページが一番下のところに修正部がありますが、この削除につきましては、1期目は入札参加資格に核燃料物質取り扱いに関する知見・技術力を有することとしておりましたが、以降のページにその内容が出てきますけれども、これは市場化の趣旨にのっとりまして、間口を広くするというので、この文言を今回削除するというところを行ってございまして、それに伴う見直しです。

それから、4ページに行きまして、（2）です。その下に修正部がありますが、こちらについては、業務受け入れのあり方に従って見直した内容です。

それから、5ページ、⑤のところは別紙5というものがありますが、こちらについては、わかりやすくするために、アンケートの用紙を後ほどP37に示してございます。

それから、重要なポイントとしまして、その下、（4）ですけれども、創意工夫の発揮可能性ということで、これは、市場化の趣旨にのっとり、追記して明確化したものですが、本業務を実施するに当たっては、落札者の創意工夫を反映し、本業務の質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとするということで記載しております。

それからその下、請負費用の支払い方法について修正しておりますが、この内容につきましては、研修及び支払いについて、わかりやすく修正した内容になっています。

それから、6ページになりますけれども、（6）は、法令変更による増加費用及び損害の負担について、請負側と発注側の負担について明確化したものです。

それからその下、ずっと行きます、3ポツ、(1)の⑤になりますけれども、ここについては、入札に係る所要の見直しでございます。

それから、7ページですけれども、こちらは1つのポイントになりますが、先ほどご説明しました⑥のところなのですが、従前については、原子力施設における洗濯設備（給排気設備・電気設備等）または類似する設備における運転保守管理業務に求められる知見・技術力を有していることということで、従来は入り口でこういう原子力施設の実績を求めていましたが、これは間口を広げるものの障害となるということで、今回は技術に特化した内容にしております。

⑥の新しい文面ですが、業務用洗濯機、これは後から出てきますけれども、20キロ以上の仕様です。建屋の換気設備及びユーティリティ設備、ユーティリティ設備は主たる設備に対して補助的な設備ですが、これはどこの設備でも同じだと思いますけれども、電気設備、蒸気設備、それから水系の設備の運転保守管理に関する技術力を有していることということで、定めております。

それから、⑦なのですが、こちらについては共同事業体での参加を可能とした内容になってございます。

それからその下、4ポツのところ、スケジュール。これは一部スケジュールを今回にあわせて見直しを行っております。それから、質問書への回答という文面のところですが、これも必要な追記を行っております。

それから、8ページになりますけれども、ずっと行きます、中段から下のところ、チになりますけれども、こちらは共同事業体に係る追記をしております。また、スケジュールについての見直しです。

それから、9ページ、評価方法。これは重要なポイントになりますけれども、落札者の決定は、前回と同様、最低落札方式となっております。

それからその下、落札者の決定にかかわる記載の明確化を行っております。

それから、10ページになりますけれども、中段に(3)資料の閲覧というものがありますが、これはマニュアルの開示に係る明確化したもので、新しい参入者が入られた場合も、マニュアルを開示して業務の中身を確認することができるようにしております。

それからずっと行きます、13ページになります。中段にロとハがございます。こちらについては、業務受け入れの中で、総括責任者と現場責任者の作業体制を明確化しています。これは、必要な安全体制としてちゃんと常駐することを求めている内容になります。

それからずっと行きます、17ページの上段になります。修正部なのですが、こちらについては、先ほどからの引き継ぎに係る明確化ということで、それについては3週間を目途にそういう対応をとれるということで、ここに記載しております。

それから、18ページ、⑮、これは契約の一般条項に係る明確化ということで、不可抗力の免責事項・危険負担、⑯金品等の授受の禁止、⑰宣伝行為の禁止ということで明確化しております。

それから、19ページの中段から下に⑤がございませう。これは、市場化の趣旨にのっとった利用者の満足度調査に係る明確化ですが、アンケートについての内容を記載してございませう。

それから、21ページになります。上段の（6）になりますが、こちらについては、仕様書について書いてあったものを削除してございませうが、これは仕様書を添付してございませうので、所要の見直しとして削除してございませう。

それから、22ページになります。別紙4-2ということで、こちらに、後から紹介させていただきますが、新しく参入する方にも業務の内容をわかっているようにということで、標準業務の事例を掲載してございませう。

それから、24ページです。費用の請負費のところ税抜きということで明確化してございませう。

それから、25ページですけれども、こちらについては、（2）の下に技術要件を緩和した旨を記載してございませう。これは、先ほど示しましたように、入札条件に原子力施設における経験という文言に関するものを削除したことに伴うものでございませう。

それからずっと行きますと、28ページ、修正部がありますが、こちらは所要の見直しでございませう。

それから、33ページ、こちらも所要の見直しでございませう。

それから、36ページ、先ほど示しました洗濯場・一般廃棄物処理施設の運転等に係る業務ということで、標準業務の事例を示してございませう。左側に洗濯場、それから一般・産業・資源リサイクル、一般廃棄物管理施設、施設共通業務ということで、それぞれの業務を書きまして、1週間でそれぞれ人のやりくりをして、全体が通常3名程度でできるというものを示した内容でございませう。

それから、37ページ、こちらはアンケートについて今回は示させていただいてございませう。

それからずっと行きますと、43ページからは仕様書になります。仕様書ですけれども、46ページ、修正部があります。6ポツの業務内容のところ、こちら、業務請負のあり方について、これは当然のことについては見直ししまして、修正してございませう。

それから、中段から下にトがありますけれども、こちらの業務について、先ほどから申していますように、核燃料物質の取り扱いの内容を今回削除してございませうので、修正部については全てその趣旨に基づいて削除してございませう。

それから、48ページです。7ポツのところですが、こちらについても、※5ということで示してございませうが、業務請負のあり方についての所要の見直しでございませう。

それから、8ポツ、業務に必要な資格ということで、ここについてはちょっと変わってございませう、（1）、（2）なのですが、（1）については洗濯物回収、配達用車両の運転資格とありましたが、具体的に何をやるのということで、修正しまして、普通自動車の運転免許証があればよろしいということで、それを見直ししてございませう。

それから、（2）なのですが、酸素欠乏危険作業主任者ということで示していたのですが、

これを、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者という正式な名称に変えています。なお、酸素欠乏につきましても、単なる酸素欠乏と硫化水素を含む両方の資格がありまして、今回は硫化水素を含む講習の修了者ということで明確化してございます。

それから、修正部の（３）と（４）ですけれども、こちらについては、ごみ処理施設技術管理者ということで、平成25年度末で焼却施設を廃止しているわけなのですが、これについては、その焼却施設の運転にかかわる者について、この技術者の資格が必要でした。こちらについてと、それから、（４）危険物取扱者。こちらにも焼却施設、平成25年度末で終了しておりますが、焼却設備の灯油として危険物が指定数量以上の量がありましたので、こういう資格が要するというので、さらに平成26年度にこの残務作業、終結の措置、それから維持管理するマニュアルの整備等に必要でしたので、これを入れておりましたが、今回はその案件が終了しましたので、この機会に削除してございます。

それからその下、従事者の必要数を3名以上として記載しています。

それからその下、放射線業務従事者のところですが、この指定を受けられる者について明確化をしております。

それから、49ページですが、表の中に2、実施要領書※1と、7、終了届※2のところに係る補足を下のところに追記してございます。

それから、50ページです。これも、引き継ぎ時に係るマニュアルの開示の連絡先を個別にわかりやすく記載してございます。

それから、50ページの一番下ですが、こちらにつきましても、業務請負に対する所要の見直しでございます。

それから、51ページですが、（11）については、品質保証の観点で、保安に係る情報提供を受けて、安全管理時に活用するというので、その内容を追記してございます。

それから、14. 総括責任者のところですが、先ほどからありますように、総括責任者と現場責任者の作業体制の明確化を記載してございます。

それからずっと行きまして、61ページからが提案依頼書になります。提案依頼書につきましても、68ページ以降から修正及び追記してございますが、今までご説明した内容に係る修正を踏襲して見直しをしています。

以上が今回の実施要領に係るご説明になります。

○尾花主査 ありがとうございます。実施要項（案）を前回から詳細に検討いただき、不必要と判断できそうな部分を吟味して削っていただいたというのを理解いたしました。ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました実施要項（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 よろしいですか。ご説明、ありがとうございました。

まず、68/71でございます。先ほどの資格の部分でございます。幾つか削っていただいて、非常によろしかったと思うのですが、念のためお伺いするのですが、酸素欠乏

だったり硫化水素が発生するような環境がこちらにはあるというわけなのではないでしょうか。

○菊地課長 こちらについては、ここは従前から今日は文言が変わったのですが、酸素欠乏ということで示してございましたが、洗濯処理をしますと、水を使って洗濯しますので水が出ます。それも放射線管理区域で出た水で、そのまま一般の排水路に放出することができないので、専用のピットの中にためておきます。ためたものにつきましては、それを一般環境に出すときには、その中の核物質の量、それからpHを分析しまして、放出基準を満足してから出すというような設備がございます。

その中には、水をためますと汚泥がたまります。汚泥がたまると、その中で硫化水素が出て、よくそういう排水のところの汚泥から硫化水素が発生して、酸素欠乏、硫化水素による毒によって死亡されるという事例がございます。そういうものの案件でございます。

○辻専門委員 わかりました。

それから、玉掛とあるのですけれども、これはクレーンとかを使うという趣旨ですか。

○菊地課長 こちらについては、設備としてはクレーンはございません。クレーンはございませんが、ここに示しています、まずはフォークリフトでございます。フォークリフトというのは、2つのバーがあって荷物をこう上げるものなのですが、上げられるものはいいのですけれども、物の下にフォークが入らない場合は、これをつる必要があります。その場合は、その荷物に玉掛といって、ワイヤーロープとかスリングロープとかというつり具をつけまして、それでするのですが、物が落下して死亡者が出るというのはよくあるパターンでして、そういうことをやるときには労働安全法で必要な資格として玉掛というのが定められています。

○辻専門委員 わかりました。

ちなみに、今のフォークリフトを使う場合というのは、洗濯物ではなくて。

○菊地課長 一般廃棄物管理施設のほうです。

○辻専門委員 廃棄物のほう。

○菊地課長 一般廃棄物管理施設です。

○辻専門委員 なるほど。

それから、済みません、引き続いて、46/71でございます。ユーティリティ設備でございます。先ほどたしか蒸気とか冷却水とか電気とかとおっしゃっていた記憶があるのですが、これは通常のビルを管理するに当たって空調に使うための蒸気だったり冷却水だったりするのか、それとも特別に熱いお湯で洗濯をするために熱源として蒸気を使うのだろうか、いろいろ考えられるとは思いますが、結局ここで蒸気、水、電気を使わせられるというのは、通常のビル管理の範疇なのか、それともそれを超えるのか。そのあたりはどうなのではないでしょうか。

○菊地課長 先生のおっしゃるとおりで、ほぼそれで80%合っております。

建屋の設備に必要な電気、それから蒸気は暖房です、それから水というのは空調設備、よく屋外にクーリングタワーといってシャワーを流して冷水をつくって、それでエアコン

に熱交換するものがありますけれども、それは水設備です。

さらに今回のものは、洗濯設備がございます。洗濯設備は、家庭でも同じだと思うのですけれども、水よりはお湯のほうが落ちるのですよね。ということで、蒸気を入れて水を50度に加温して洗濯することで、効率よくきれいになるというものを使っています。

そういうことで、洗濯設備に蒸気を使っているというのが、ひとつ違うところかなと思います。

○辻専門委員 ちなみに、このユーティリティ設備なのですが、おそらくただのビル管理業務をやってきた会社だとちょっとハードルが高いのかなと思ひまして、これは洗濯業務を通常やっている会社であれば、今おっしゃったように、洗濯の熱源として蒸気を使うとかというのは普通にやっているのか、それともこれはこの施設特有の特殊な設備なのか。このあたり、いかがなのでしょう。

○菊地課長 まず、そういう特殊な設備ということではないということと、先ほど80%施設側ですという話もさせていただきましたけれども、要は、切り口が違うのですが、操作としては、蒸気については、供給するとき、蒸気の配管のバルブは熱いのですけれども、手袋をしてバルブをあけて、実はレギュレーターという圧力調整器がありまして、圧力を減圧して、それからバルブをあけることで供給します。それは暖房も洗濯設備についても同じようにして供給することができますから、特別な操作が要るというものではない。

ただ、やけどしたりしますから、それはマニュアルに基づいて、保護具をつけて、手順どおり操作するということが必要になります。

○辻専門委員 でしたら、このユーティリティ設備というのは、私はこのあたりよく知らないのですが、あまり見かけない言葉でして、知らない人間が見ると、さすが放射線関係の設備だとよくわからない作業をさせられるのかなと誤解する可能性がございますので、できれば今おっしゃった内容がわかるような感じで加筆をご検討いただければと思ひました。

○菊地課長 先生がおっしゃったように、ビル管理の人はユーティリティ設備というとは分かります。

○辻専門委員 わかりますか。

○菊地課長 わかります。

○辻専門委員 すいません、続けて、同じく46/71の(1)のトの※2でございます。作業員の被曝防止及び周辺環境への放射性物質漏えいを防止と書かれているところなのですが、ここだけ見るとかなり専門的なことをさせられるのかなという感じもいたしまして、さらに、作業員の被曝防止というところを見ると、防護服とかマスクとかが必要になってくるのかなとも思うのですが、このあたり、具体的にはどういうレベルの仕事が求められているのでしょうか。

○菊地課長 こちらについては、放射性廃棄物ということでは、まずは固体廃棄物と気体廃棄物と液体廃棄物がございます。固体廃棄物というのは、今、洗濯物を扱っていますから、これは洗濯物に放射性物質で汚染される可能性があるものということで、可能性につ

いて、ちゃんと管理をなささいということになります。

それから、排水については、先ほどご説明したとおり、排水をピットに入れて、それが一般に出ないように管理すると。

あわせて、気体については、換排気ということで説明してはいますが、外気をフィルターを通して取り込んで、中の空気については、エアコンの集中方式の空調と同じなのですが、外から入れて外に出すのですけれども、このときに、よく家庭でもフィルターがついていますね、あれは多分数ミリぐらいのほこりを取るフィルターだと思うのですが、こういう原子力施設のものは、高性能HEPAフィルターと申しまして、0.15ミクロンの穴を通過させて出すことによって、99.9%以上の放射性物質を除外することができるという処理をやっていきます。

その3つの作業について、放射線上、影響がないような被爆の管理ということで、こういう作業がある場合は、福島の写真を見てもらえばいいと思うのですが、タイベックスという防具をつけて、マスクをつけて、防護しながらやるということで、それによって被爆しないように管理するという内容でして、これは原子力設備は全て同じような対応になってきます。

○辻専門委員 ちなみに、最初おっしゃっていた放射性物質があるかどうかという検査をする業務があると思うのですが、それには何か特殊な機材を使うと思うのですが、どんな機材を使われるのでしょうか。

○菊地課長 まず、この中に、特に洗濯のところは特殊な機材がございまして、38ページの右上に、ランドリーモニタがございまして。通常は放射線の測定ということでは、福島の画像を見てもらうと、サーベイメーターというものでこういうふうに測定します。これでは洗濯物をサーベイするのに非常に時間がかかるのです。ある距離を一定にして測定して、見逃さないように測定するというは大変なものですから、いっぱいセンサーがついているところに洗濯物をきちんと広げて流すことでサーベイができるというような装置がありまして、これでサーベイを行っております。その1つの装置として、ランドリーモニタというものがございまして。

○辻専門委員 これはマニュアルがあれば素人でも扱えるものなののでしょうか。

○菊地課長 マニュアルがあれば、流して、あとは警報が出ますので。

○辻専門委員 洗濯する場合に、いただいた洗濯物をそのままランドリーマシンに入れるのではなくて、全数、これを通して検査するわけなのですか。

○菊地課長 そうです。洗濯物については、作業着を使用した施設から出すときに一旦サーベイしています。さらに受けとった後、漏れがないようにダブルチェックして、原子力施設は何重にもサーベイしながら、作業の前中後でサーベイして、安全を管理するというのが課されていますので、その中の1つになります。

○辻専門委員 わかりました。

最後、すいません、もう1個だけ、46/71でございまして、さっき、たしか外気に粉塵

が出ないように、HEPAフィルターとおっしゃったと思うのですが、フィルターの交換業務があると伺いました。微細なフィルターである以上、多分かなり細かい微粒子がいっぱいばーっと付いていて、それに注意しながら作業している人がいると思います。

そこではきっとマスクをちゃんと装着したりとか、かなり細かい専門的な知識が必要になるかなと思うのですけれども、そのあたりのマニュアルとかというのがありますか。

○菊地課長 あります。

○辻専門委員 それは、例えば全く知らない私がマニュアルを見れば簡単に履行できる内容なのでしょうか。

○菊地課長 できません。それは、作業マネージに、その作業が行えるマニュアルの情報をちゃんと理解して、さらに放射線業務従事者とありますけれども、それなりの放射線に係る教育を受けて、施設別の状況も理解した上で、さらに品質保証上、課長がその業務を行えるかどうか、それはそういう作業に対して遂行できる知識、能力ということの評価して、安全にできますねというサインをしないとできない。それは譲れないところです。

○辻専門委員 ちなみに、HEPAフィルターの交換の頻度はどれぐらいなのでしょう。

○菊地課長 これは、今のところ、大体平均的に2年から3年ぐらいで交換しています。

○辻専門委員 二、三年。

○菊地課長 そうです。

○辻専門委員 だと、この部分、わざわざ受託者にやらせる必要性があるのかなと思ったのですが、いかがですか。

○菊地課長 外注という手はできると思うのですけれども、日ごろからこの排気設備自体を管理していなくてはいけません。そういう意味では、施設の安全管理というものは、外注で全部やっていくと、全体が理解できないと、ある意味で安全性は低下するのですね。

施設全体を見ながら、実はこの中にもトレンド管理というのがあるのですが、詰まってくると差圧が上がってくるのですね。そういうものを確認しながら、フィルターの状態を把握して、いつごろ交換する必要があるかというものを判断しながら、全体の設備の健全性を確認しながらやるということでやっています。

○辻専門委員 その業務を機構さんの職員がなさるとするのは検討なさいましたか。今回の受託者にやらせるのではなくて、専門家であられる機構の職員様がその部分だけはなさるということは検討なさったのでしょうか。

○菊地課長 それは、検討と言われると困るのですが、従前、その昔はやったことがございます。今は業務請負の全体施設の中の管理としてやるというふうに位置づけていまして、そういう意味では今回の検討の中には入っていません。

○辻専門委員 なるほど。今後のご提案なのですけれども、こういう難しい業務に関しては、できれば一部、しかも頻度が低いようであれば、切りとって、簡単な業務だけ外注すると、おそらく敷居も低まって、より競争性も高まるかなとも思いましたので、今後の検討課題として見ていただければと思います。

以上です。

○菊地課長 はい。

○川澤専門委員 ご説明、どうもありがとうございます。簡単なコメントと質問を合わせて4点ほどさせていただければと思います。

まず、6/71なのですが、新たに法令変更による費用の負担というところを明記していただいたかと思います。このご趣旨としては、特段予定されている法令変更があるのかどうか。そのあたりはいかがでしょうか。

○菊地課長 一番端的なのは、消費税ですね。

○川澤専門委員 ①のところ、特に見込みにくいものは①の部分だと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○菊地課長 ①の部分ですか。

○川澤専門委員 はい。

○菊地課長 これは、情報が入ってくればあるのですが、例えばの事例でよろしいでしょうか。

○川澤専門委員 事例というか、もしご予定があるのであればいいのですが、特段ないようであれば、ここで入札を検討する事業者の方が、変更があるのではないかと、ところを危惧されて参加しないということも考えられたので、もし①のところでは予定がないようであれば、現状、特段予定がないと……。

○菊地課長 予定がないかどうかは、我々はわかりません。それは国の行政機関が決めるもので、社会情勢の中でリスクがあると判断すれば新たな法律ができて、その法律の見直しがされるわけで、我々が把握できるところは限られています。

例えばということで、例を説明させていただきますと、先般、去年10月に、リフラクトリーセラミックファイバー、RCFというのですが、断熱材で、アスベストはご存じですか、アスベストに類似したものに準じた、格上げされたのです。それは今度開放して取り扱うことができないというものは、その時点で法令が、今までのリスクが上がってきて、顕在化したときに法律が変わる。

それは予め予測できないものですから、そういうことがあっても免責しますよということを書いているのです。

○川澤専門委員 わかりました。今ご説明いただいたものは、法令変更がこの業務にも影響を及ぼすようなものだったということなんでしょうか。

○菊地課長 この業務ではないです。例えばそういう業務が、それは別の業務なのですが、実は焼却設備の中で断熱材として使っていたものなのですが、そういうものが例えばありますと、こういう文言がないと、それはどっちのものなのという責任が不明確になりますよね。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

次の点なのですが、26/71からのところで、業務の実績について、月ごとにご記

載いただいているかと思えます。平成25年度から拝見しますと、業務量が、それぞれの業務、減っているのかなというふうに拝見しました。

ですので、今回、別紙4-2で新しく標準業務の事例ということでつくっていただいているのですが、仮に平成28年度、平成29年度と業務が減少しているようであれば、別紙4-2で記載いただいた標準というのが、平成29年度も引き続き標準になり得るのかというところを懸念したのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○菊地課長 これは、まさにそういうものが全て業務量が把握できればいいのですが、1つは、例えば一番わかりやすいのが、平成26年度4月期と平成27年度4月期を見てもらうとわかるのですが、枚数0と222とありますね。これはトータルとしてはあまり変わらないのですが、要は月ごとに非常にむらがあるというのはここで理解できるかなと思えます。

これは、特にこういう数が大きくなるものということでは、世の中を騒がして申しわけないのですが、施設内でトラブルがあつたりすると、作業量がどんと減ります。それから、辻先生が言われたように、何かの外注で作業をするといったとき、洗濯物がどっと増えます。そうすると、そういうときに増えてくるのです。全体の中で作業量は浮き沈みます。なかなか予想できない。

もう1つは、これが例えば丸めて60のものが40になったから洗濯業務が減るかということ、そうではないのですね。家庭でもわかると思えますけれども、60あったものが40になったからって、洗濯の作業は減らないのです。

○川澤専門委員 わかりました。業務の頻度とか、そういうところは変わらないと。

○菊地課長 そういうことです。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

48/71、3点目なのですが、8ポツの必要な資格のところ、(6)に機構が定める作業に必要な技術認定等という記載があるかと思えます。これは機構さんでつくられている認定制度のようなものかと思うのですが、おそらく既にこれまで受注されていらっしゃる会社さんは当然持たれているものかなと思うのですが、新規に入る方は新たに取得する必要があるわけで、この認定というのは、取得にかなり日数を要したりとか、業務量として何か発生するのですか。

○菊地課長 1日の講習でできます。要は安全管理のあり方で、作業体制で、マニュアルの中でこういう作業責任者というのが位置づけられていまして、全て、例えば作業者がチェックしたら、それをダブルで確認しなければいけない。ちゃんとやりましたねと。そういうものをきちんとやるということと、あとは危機管理です。万が一あった場合は、応急措置を図るとともに、適切な通報・連絡をするということで、それは社会から求められていますので、その辺が細かくいろいろ段階的にありまして、それを教育して、知識を得てもらうということで、習得できるものです。

○川澤専門委員 わかりました。今、1日と伺いましたので、それほど負荷がかかるよう

なものではないのかなど。

○菊地課長 そうですね。

○川澤専門委員 思いましたので、仕様書のところで、速やかに認定を受けるところで、1日程度とか、それほど負担がかかるものではないというところを明記していただければなと思いました。

あと最後なのですけれども、これまで同じ会社さんが2者応札されている中で、今回、いろいろな新規の事業者さんも含めて参加をご期待されていらっしゃる場所があるかと思うのですが、具体的に、2者以外のところにどういうふうに参加を呼びかけたりですとか、ご予定はあるのでしょうか。

個社名というわけではなくて、どのような取り組みをなされたという。

○菊地課長 契約部さんのほうがいいですか。

○照沼課長代理 では、私のほうから。契約二課の照沼と申します。

当然、仕様書ができた段階で、ほかの拠点とか、同じような洗濯業務をやっている者もおりますので、そういう契約実績があるところに、改めてこういう作業がありますということをご紹介し、声掛けを行う方向で考えております。

今までもやってきてはおりますが、力を入れて、今回、いろいろ入札条件の緩和とかさせていただきましたので、きちんと市場化の意味を含めて、改めて、実施可能な企業さんに当たってみようかなと考えております。

○川澤専門委員 わかりました。機構さんの中で、ほかの業務でいろいろ、公サ法の対象で、周知についてご尽力してくださっているところがあると思いますので、そういうようなところをどういうふうに行われているかという内部での情報共有も含めて、ぜひ積極的にお願いできればと思います。

以上です。

○生島専門委員 ご説明、ありがとうございます。教えていただきたいのですが、通し番号10ページの資料の閲覧に関する部分なのですけれども、10/71です。従来の実施方法等の詳細な情報等、マニュアル等について、入札説明会の1週間前までに連絡をして閲覧可能ということなのですが、この閲覧資料というのはどのぐらいのボリュームがあるものなのでしょうか。

○菊地課長 厚みでいいですか。

○生島専門委員 そうですね。

○菊地課長 両面焼きで、洗濯でこのくらい、一般焼却でこのくらいあるかな。これが作業マニュアルでございます。

○生島専門委員 作業マニュアル。こちらでおっしゃっている従来の実施方法等の詳細な情報というのは、作業マニュアル等の作業マニュアル以外にはどのようなものがございませうか。

○菊地課長 こちらについては、作業マニュアル以外には、その上に基準というものがご

ざいます。

○生島専門委員 基準。

○菊地課長 基準。それから、法律に従った保安規則というものがあまして、そういうものと、もう1つは、定常の作業はマニュアルというものをやっているのですが、非定常の作業が出てきます。

○生島専門委員 はい。

○菊地課長 非定常の作業の場合には、作業計画書をつくって、対応します。

○生島専門委員 それは、つくるのは、どなたがつくったものがあるということですか。

○菊地課長 いや、これは、この中でもそうなのですが、請負者がつくって、安全に作業するための手順をつくります。

○生島専門委員 その作業計画書も過去のものを閲覧することはできるということなのですね。

○菊地課長 できます。それについては、作業が変わることがありますから、パターンのな参照になります。

○生島専門委員 参考ということですよ。

○菊地課長 はい。

○生島専門委員 そうすると、これらの資料を全て見れば、新規の事業者さんでも業務のイメージはつかめますよという。

○菊地課長 イメージはつかめます。

○生島専門委員 なるほど。

これらの資料なのですけれども、私、ほんとうに常々思うのですが、確かに閲覧できるというのは大変ありがたいのですが、ボリュームがあるにはあるとしても、ハンドアウトですと、印刷をするとすごくボリュームが多いとしても、今、クラウド時代ということで、電子データで閲覧できるような形で、こうしたものも、小説ではないので、一からずっと読むというよりは、字引きではないですけれども、もちろんぎっとも読むのだけれども、ここの部分どうだったかなというように辞書的に使うことも多いかと思うのです。そうした見方ができるような、こちらだけではないのですけれども、マニュアルなり、規則や計画書をご準備なさる方向でお考えいただくことはいかがなのかなと。

そうすると、膨大な印刷をして、マニュアルだけでこんな量というのと、そのほかに規則、基準、計画書と、どれぐらいのボリューム、こんなになってしまうのかなと思ひまして。

○菊地課長 そうですね。

○生島専門委員 それを、1者1者用意するよりは、1回は手間かもしれないですけれども、電子上で、どっちみち印刷するということは手書きではないわけですから、電子データである。とすると、電子データ上ですと検索もしやすいので、例えばパスワードとかで見られるようにするというのであれば、そのほうがお互いに負担が少ないのかなと。

○菊地課長 よくわかります。できればそうしたいなと思うのですけれども、結構手間が

ありまして、開示するときは開示の手続がありまして、実は原子力施設は非常に核物質防護という。

○生島専門委員 え？

○菊地課長 核物質防護という言葉が聞かれたことはありませんか。

○生島専門委員 核物質防護……。

○菊地課長 要は、原子力施設というのは、警備員さんが立っていて、不必要な人は入れてもらえないのです。ちゃんと、例えば免許証とかで身分を明らかにした人が入って、その中の写真撮影も何もだめなのです。

要は、テロリストがその情報をもろうと、ここにこういう設備があって、ここを狙うとそこを攻撃しやすいということで、結構それが大変なのです。それを黒塗りしたり。よく見られると思うのですけれども、こういう施設のは黒塗りして出しているのですね。

それはそれでまた大変で、ある特定された人で確認した上で見てもらって、例えば写真くださいとかコピーくださいというのも断っているのです。まずはこういうものですよというのを見てもらって、それは契約したら使ってもらうのはいいのですけれども、それはP P上の誓約書をちゃんととって使ってもらおうということになります。

ですから、ある意味、逆の負の要素がございまして、なかなかそこは踏み切れない。先生がおっしゃるのは、よくわかります。だから、多分これは我々が努力して、不必要なところは全部黒く塗って開示することになるかなと思うのですけれども、そこまでまだ努力が足りていない。

○生島専門委員 墨塗りするのは大変だと思うのですけれども、結局コピーをつくる場合も同じところを……。

○菊地課長 いや、コピーは見てもらうだけなので、それを写真に撮ったり、その紙を持ってもらうことは禁止しています。そういうものがあるよということで内容を理解してもらうのはいいのですが、それを持っていかれてしまうと、原子力施設の情報が全部流出してしまいますので。

○生島専門委員 原子力施設の情報というと、確かに地図のようなものとか、それは多分よろしくないのだろうなということはもちろんわかるのですけれども、それだけのボリュームで、ほんとうに機密に抵触するところがすごく多いわけではないのかなということも思いますし、いずれにしても業務をしていただく場合には、どっちみち見なくてははいけない……。

○菊地課長 見てもらうのは全然問題ないです。

○生島専門委員 ですが、これだけのボリュームのものを、説明会のときに来て、さあ、見てください、コピーもとってはいけませんと言われると、どうなのでしょう。

○菊地課長 説明会ではなくて、提案してもらえば、こちらに来て見てもらうことができますから。あとは引き継ぎのときに見てもらうことができますので。

その引き継ぎの段階になったら、実はデジタルはございます。それは今の時代ですから、

紙をつくるにはデジタルをつくらないとできないので。

○生島専門委員 そうですね。と思って、よく役所の情報公開で、閲覧可能・コピー不可。あれもほんとうに、行くと、嫌がらせ？ と私なんか思っちゃうのですよね。メモはとっていいですよみたいな。

○菊地課長 メモも一応確認して、そういうP Pにかかわる情報がないことを確認します。

○生島専門委員 もちろんそうですけれども、そうすると、1人、私が閲覧していると、ずっと誰かついていて、お互いすごく労力の無駄だなと思っています。

○菊地課長 そうなのですよ。

○生島専門委員 もちろんご懸念のリスクの部分は確保しなくてはいけないのですが、それ以外の、だからといって全部を禁止する必要はないかなと常々思っています。

○菊地課長 ごもつともだと思います。

○生島専門委員 新規の事業者さんが、よい提案書をつくっていただくためにも、事前によくお勉強していただくという意味で、例えばどうなのでしょう、パスワードをかけて見られるようにするというわけにもいかないのですか。

ざーっと資料を見て、実際、何時間かかるのかなとか、覚えられるのかなと。

○菊地課長 いや、覚えられないですね。

○生島専門委員 覚えられないですね。そうすると、じゃあ、その資料の閲覧って何なんでしょうみたいな。

○菊地課長 ですから、技術的な能力として、それを見ると、こういう作業だなというのがわかる人でないと、なかなか難しいと思います。

○生島専門委員 そうなのですかけれども……。

○菊地課長 誰でもマニュアルを見てわかるというものではありませんので。

○生島専門委員 もちろんそうだと思いますのですが、それを読み込んで、よいご提案をしていただくのが趣旨なのかなと思っていたのですが、何かやりようはないでしょうか。

例えばこのページはコピーはだめよというのはわかると思うのです。だけど、全部だめですかねとか思ってしまうのです。ここはいいのではないですかという。例えばコピーや写真撮影等については機構の許可が要るとかであれば、だめなところはだめなのだなということで、全面禁止にする必要があるのかなというのはいつも思ってしまうのです。

○菊地課長 まあ、そのとおり……。

○生島専門委員 一緒に協力して、いいものを……。要は、そういうことをやっているからA社さんしか来ないのではないのかと思っていますよね。

これはうがっていますけれども、原子力関係のほかの事業でも似たような関係する事業者さん2者だけがずっと応札していて、1者が落札して、もう1者は予定価格を超えていてみたいな。超えていなくても、何ていうか、一応2者応札しているよ的な形式をとって

いて、これはもう機構さんの常套手段だなというふうに見えてしまいますよね。

そのあたりは、やっぱりいろいろなこととおっしゃっても、国民が見るのは結果ですよ。ああって、事例を並べてもわかるわけです。これ、機構さんのお得意技って。これを何年続けるのかなってやっぱり思ってしまうのですよね。

そうすると、そうじゃなくて、ほんとうに新規の方に入っていただく、新規の方を育てていかなくはないかと思うのです。できる人がいたらいいよ、やらせてあげるよという態度ではないかと思うのです。やっぱりA社ではなく、K社ではなく、自分たちとは関係ない新規の事業者さんも育てていこうと機構さんが本気で思えば、多分入ると思うのです。

だけれども、今回、これもぜひ、具体案というのはないのですけれども、ご検討いただきたいなと思ったのは、この……。

○菊地課長 先生の話はごもっともなので、検討すべきだというのはよくわかります。ただ、今やれと言われると、作業がすごく膨大なので。

○生島専門委員 いえいえ、だから、コピーや写真撮影は機構の許可を必要とすると書くだけでも。

○菊地課長 それは……。

○生島専門委員 だって、大丈夫なところはいいではないですか、別にコピーさせてあげてもと思うのですよ。全部だめですかとか思ってしまうのですよね。ここはだめですよと言われるのはわかるのですよ。

だから、これはだめというネガリストで出してもらったほうがいいなというかですね。オーケーをいただければ、ここはコピーをとって勉強してもいいですか、オーケーというほうが、新規の事業者さん、やる気が出るかなと思う次第でございます。

○菊地課長 今回ですか、これ。

○生島専門委員 それは1行書くだけだから、そんなに難しくないというか。

○菊地課長 一言記載ですね。

○生島専門委員 ええ。それ、すごく、ちょっと違うかなと。私もよく資料の閲覧に過去いろいろ行って、ほんとうに切実に思うのですよ。閲覧可能・コピー不可というのは、お互い労力の無駄だと思います、すごく。

だめですか。だって、だめな情報は機構が許可しなければいいのです。全て機構が権限を持っているわけですから。そして墨塗りもしなくてもいい。どうでしょう。

ぜひ前向きにご検討いただいて。

○菊地課長 そうですね、多分当該案件だけではなくて、先生が言っているのは全般に関してですね。

○生島専門委員 ほんとうに全般なのですよね。全般なのですけど、機構さん、今回いっぱい修正いただいたので、この流れで一気に前向きに進んでいって、やっぱり結果が変わらないと、いろいろやっても、ああ、まただっということに。また来年も再来年も同じ話をしないほうがいいのかなと思って。

- 菊地課長 かなり具体的な提案もしていただいたので、善処していきたいと。
- 生島専門委員 そうなったら助かるなど常々思っていたものですから。
- 照沼課長代理 他法人とかも、そういう言い回しにされているのですかね。
- 尾花主査 なっていないです。閲覧となっており、秘密保持については、国家の情報なので、そこについてはやはり非常にガードはかたいという印象は持っています。
- 菊地課長 そうなのですよ。
- 生島専門委員 でも……。
- 菊地課長 私が言いましたのは、程度問題があるのですけれども、これは手続としてトップまで了解をもらってやっていくということ。
- 生島専門委員 結構大変。
- 菊地課長 大変なのですよ。
- 照沼課長代理 今回、市場化テストを行うことは初めてではないのですが、こういった閲覧という文言を入れさせていただいたのも、正直、今年度の市場化テスト事業の委員会等で先生方にいろいろなご意見をいただいて、真摯に受けとめて対応してきております、一応こども前向きにやりましょうというところは一つ努力したところではある。
- 生島専門委員 わかりました。じゃあ、一応ちょっとトライみたいな。
- 照沼課長代理 今回やってみて、さらに先生がおっしゃるようなご意見が、多々あれば、さらにその辺、どこまでの範囲でできるかというところはあるが、今年度としては現状で実施したい。
- 生島専門委員 よくわかりました。私も、ごめんなさい、もう一声と思ってしまったのですけれども、可能であれば。
- ありがとうございます。
- 浅羽副主査 すいません、私からは1点だけ。最後の69/71からの別紙2のところ、いろいろと従前に比べてどういう資格が必要なのかとか、わかりやすくなっていると思うのです。その中で1つだけ、ダムウエータの運転防止管理に関しては特に資格等は必要なのか、それともここにその中のものが入っていると理解していいのか。その点だけ教えてください。
- 菊地課長 ダムウエータと申しますのは、基本的にはエレベーターですね。エレベーターは人が乗るものと荷物が乗るもの、工事用のエレベーターとかありますけれども、ダムウエータというのは、よく病院なんかで使う、物だけ動かすこういう小さいエレベーターなのです。これについては資格はございません。安全装置がついていますので、手を入れたりすると、動かないようになっていますので、特に不安全なものではない。
- 浅羽副主査 いや、私が思ったのは、資格はないだろうなど。
- 菊地課長 資格は要りません。
- 浅羽副主査 それは思っていたのですが、最後の71/71で、資格のないものに関して、これまでそうした運転と、保守管理があるので、運転だけだったらボタンを押すだけです

けれども、特に保守管理のところ、そうした実績をそれだけ求めていないのはなぜのかなと思いましたが。

ほかの業務は資格のないものでもそれらをやった実績に関して書いてくださいとあるのですけれども、主要な業務の中で項目がダムウエータだけ抜けているので、何でなのかなと。

○菊地課長 これについては、実は辻先生のご指摘のとおりなのです。外注している。エレベーターと、そういうダムウエータとかは、文科省のほうからも、要はシンドラエエレベーターです、あれの観点もあって、保守管理を徹底しなさいと。これも同じなのですけれども、業務を行う上での技術力を持った事業者によらせなさいという。誰でも入れていいものではないよという文言まで入って指導が来ています。

そういうことで、そういうものについては外注の事業者エレベーターとダムウエータは点検してもらって、安全確認をしているという状況です。

○浅羽副主査 そうなると、23/71にある1の(5)ダムウエータの運転管理というものに関しては、私がイメージしたのよりもはるかにやる仕事は少ないと。

○菊地課長 少ないです。

○浅羽副主査 運転はもちろんわかるのですけれども、あとは目視して壊れていないとか、その程度のレベルだということなのですか。

○菊地課長 はい。ちょっと書きぶりが足りないかもしれないですが。

○浅羽副主査 了解しました。だから書いていないのですね、後ろに。

○菊地課長 はい。

○浅羽副主査 それであれば、一貫しています。わかりました。ありがとうございます。

○尾花主査 ちょっと長くなってしまったので、一問一答的にお願いします。5/71頁において、創意工夫の発揮可能性と書いていただきましたよね。これは契約上の義務ということで位置づけるご意向ですか。それとも、努力義務というか、精神的な心得という意向ですか。

○菊地課長 前者でこれはやってもらおうと。

○尾花主査 では、心得ぐらいですか。義務ですか。

○菊地課長 義務として考えています。

○尾花主査 そうすると、契約書の中にこれは入れるのですか。

○常松課長代理 契約書に記載するということはないですね。

○尾花主査 ないですね。やっぱり契約書に記載すると義務として、事業者の方は緊張してしまいます。実施要項というのは実施府省さんの事業者に対するメッセージを意味しており、そういうお気持ちでやってくださいということで、とりたててこれをもとにして何か評価するというお気持ちではないと確認いたしました。ありがとうございます。

次に、6/71頁の先ほど質問があった法令変更による増加費用のところなのですが、これは契約変更に至るような業務の増加については、契約変更をして、もちろん請負

代金も変えるけれども、それ以外のものについての処理基準ということで書かれたという理解でいいですか。

○菊地課長 ええ。

○尾花主査 わかりました。では次に、資料の閲覧、先ほどから10/71頁について質問がありました。入札説明会の1週間前までに連絡しないと閲覧できないかのような記載があるのですけれども、入札説明会の1週間前といいますと、12月上旬、下旬の1週間前に連絡しないと見られないというのは、非常に制限的かなと考えます。入札書の提出期限が2月上旬なのに、閲覧希望をそこまで前倒しで出さなければいけないのは制限的かなという印象を受けましたので、もしかか改善策があれば、よろしくお願ひいたします。

あとそれから、18/71頁の⑮の不可抗力免責・危険負担、ここを明確にする趣旨で加えていただいたのですが、物件が使用することができなくなったら、それ以降の契約期間に係る代金の支払いは請求できないという記載がありますが、業務を見ますと、物件が使用できなくなっても、洗濯をしている場合や、一般廃棄物管理施設を管理している場合もあるかと思うので、その辺はおそらく機構さんとしては払わないという趣旨ではないと思うので、表現を工夫いただければなと思ひました。

以上でございます。

○辻専門委員 細かくて済みません、21/71でございます。一番下、裁判管轄なのですけれども、多分これは東京地裁以外ではやりたくないというご趣旨かなとお見受けいたしますので、後で事務局さんに伺っていただいて、専属管轄の条項にすることをご提案いたします。

以上です。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや管理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います、委員の先生、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○照沼課長代理 済みません、最後につけ加えさせてください。実は平成28年10月5日から平成28年10月18日の間に意見募集を行いまして、特に意見なしという結果でしたので、ご報告だけさせていただきます。

○尾花主査 ありがとうございます。では、今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら

ら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(日本原子力研究開発機構退室・国土交通省入室)

○尾花主査 大変お待たせいたしました。失礼いたしました。

次に、建設業取引適正化センター設置業務の実施要項(案)について、国土交通省土地建設産業局建設業課、川浪建設業適正取引推進指導室長より、ご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 国土交通省の建設業課の川浪でございます。よろしくをお願いいたします。

資料の中にA4横のポンチ絵があると思いますけれども、これをご覧いただきながら、概要について簡略にご説明させていただきます。

本事業は、建設工事の請負契約をめぐるトラブル・紛争を抱える相談者に対しまして、適切かつ迅速なアドバイスを提供することにより、紛争の解決やその予防に資する目的で実施されているものでございます。

国土交通省をはじめ、都道府県の建設業許可行政庁においては、建設業の法令遵守の徹底を通じて、公正な競争環境の構築や、受発注者間・元下間の取引慣行の改善をすることで、取引の適正化を進めている一方、工事代金の未払い等の請負契約をめぐる相談も多数寄せられているところでございます。

請負契約のトラブルは、民間間の契約の問題でございまして、行政庁として解決に向けて対処することができない一方、こういった問題を放置することは、工期が延びたり、手抜き工事などを引き起こしたりということで、建設業法の目的に掲げている発注者保護にも支障を来すということで、行政庁として直接対処できない部分について、相談を受けて、どう対処してよいかわからない相談者に対して、問題がどこにあるのかを整理して、当事者がとるべき方策を示すことで、請負契約に係るトラブルの減少を図るということで行っている事業でございます。

具体的には、東京と大阪に相談窓口を設置いたしまして、それぞれに相談員を配置。基本的にはこの相談員が相談を受けるわけでございますけれども、専門的知見を有する弁護士であるとか、土木・建築の学識経験者もスタッフにおりますので、それらの助言を受けながら、相談に対応するというところでございます。また、希望によりまして、弁護士や学識経験者に直接会って相談するということも可能になっております。

これまで実施している中で、件数については若干減少傾向にありますますが、多いときには年間おおむね1,500件程度の相談を受けております。直近では1,200件程度となっております。

相談内容は、代金の支払い関係が大半でございますけれども、建設工事の瑕疵などについての相談も入っております。

中立的な第三者に相談することにより、問題の所在が明らかになり、合理的な解決に向けて建設的な検討が可能になるということだと考えております。

○鈴木許可係長 では続きまして、今年度の改善点含めまして、私、鈴木からご説明させていただきます。

本事業については、平成21年度から開始している事業でございまして、開始以来、1者応札が続いているという状況でございます。

直近の取り組みにつきましては、お手元でございます契約状況等の推移をご確認いただければと思いますが、そういった背景も含めまして、本年度事業実施に当たって、昨年度からこちらの受付においていろいろご意見などをいただきながら対応させていただいているという状況でございます。昨年度もこちらでご議論いただきまして、それに基づき、いろいろ仕様書なども見直ししながら受付を行ったところですが、結果として1者応札という状況になっております。

本事業につきましては、また次年度、平成29年度も引き続き行ってまいりたいというところもございまして、次年度事業実施に至って改善させていただいた点、簡単にご説明させていただきますと、入札受付においては1者応札ということでございましたので、そこの中からどこかにヒアリングというところは難しいところではございましたけれども、別途、中小企業庁のほうで同種の、下請法に基づくものではございますが、下請かけこみ寺というものを委託しております。その関係もございまして、中小企業庁にいろいろご意見、ヒアリングなどを行ってみました。

その結果ではございますけれども、建設業に係る相談というのも下請かけこみ寺のほうでも約4分の1程度あるようなのですが、建設業法など専門知識を求められる内容、そういった相談が多いというところでもございまして、専門的知識を有する人員の確保が必要になってくると。そういった中で、そういう人を確保してまで業務を受注する意思はないという状況があるということで、さらに、より専門的な相談ができる窓口があるということであれば、そちらに対応をお願いしたい意向という回答をいただいております。

受託する事業者の感覚としましては、まず業務的余裕がそこまでないというのがあるようですが、相談対応という業務にそこまで旨味を感じる種類のものではないという前提があるのかもしれませんが、本業務で設定されている中で、ヒアリングを行った感じとしましては、建設業法など、取引に関して専門知識を有する人員の確保ということが一番のハードルかなと理解したところでございます。

また、この点に関しましては、次年度実施するに当たって改善するという意味では、専門知識を有する人員というのは評価の中で求めているところでもございますけれども、事業の質というものを確保するという意味では、要件的にそのハードルを下げるというのは難しいところなのかなというところも考えまして、そのほかのところでも極力ハードルを下げていくという意味では、人員の配置体制を緩和するという意味で、具体的には実施要項(案)4ページをご覧くださいいただければと思いますが、今まで専任で常勤職員を2名配置としていた

ものを、常時2名と。要は専任要件を緩和するという措置を、今回、案として施させていただいたところと、あと、弁護士など有識者の確保が容易になるよう、出勤回数を少し減らさせていただいたところ。あと、財政当局との調整は必要になってきますが、新しい事業者が参入しやすいよう、概算払いの規定を追加したといった措置を講じているところでございます。

そのほか、全省的な取り組みでございますけれども、評価項目といたしまして、実施要項（案）の具体的には27ページでございますが、ワーク・ライフ・バランスの取り組みというものを全省的な取り組みとして評価していこうという動きがございます、これは先例に倣った形で導入しているところでございますが、こういったものも追加させていただいているところでございます。

続きまして、パブコメの結果について、引き続きご説明させていただきます。資料はB-3をご覧ください。この案に基づきまして、パブリックコメントを実施させていただきました。実施期間は、資料でございますとおり、本年10月5日から10月18日までの間、実施させていただいたところでございます。

いただいたご意見については、メールで2通ほど、項目にして21項目のご意見をいただきました。詳細は2ページ以降ご確認くださいと思いますが、内容的には、文言の統一、誤記、法律番号の記載漏れ、そういったご指摘が中心でございます、その辺にしましては必要な修正を行いました、実施要項の内容を大きく変えるような修正は行ってないという状況でございます。

簡単でございますが、当省からの説明は以上とさせていただきます。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました実施要項（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いします。

○辻専門委員 ご説明、ありがとうございます。実施要項12ページ目でございます。オに、本業務に従事する弁護士は、本業務において相談のあった紛争等に係る法律事件を受任してはならないという一文がございますが、この一文、どのような根拠でこういう制限を加えているのか、ご説明いただけますでしょうか。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 法律的根拠というよりは、弁護士がここでの相談を自分の業務の受託のきっかけにするということになると、その相談対応の公平性が担保できなくなる可能性があるのかなということで、弁護士の仕事をとるためにという形で相談の対応をされるということでは困るという趣旨でございます。

○辻専門委員 これは、相談なさったお客様が、この先生にお願いしたいと思った場合であっても、それはだめなのでしょうか。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 それはお断りしていただくようにお願いしています。

○辻専門委員 その公平性という部分、もうちょっと詳しくお聞かせいただければと思うのですが。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 確かに相談した側にすれば、1度相談をして信頼感

がある先生だということになれば、相談した側としてはいいのかもしれませんが、弁護士側が、基本的には自分の看板で商売しているわけですが、こういった公的業務でみずからの仕事のきっかけを得るといことがどうなのかということだと思っています。

○辻専門委員 どうなのかと今おっしゃいましたが、何か特定の規範があって、それに照らしてだめというわけではなくて、今のような、私からするとかなり抽象的に聞こえたのですけれども、抽象的な理由でこれは制限なさっているという理解でよろしいですか。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 具体的な何か禁止の根拠があるということではないです。

○辻専門委員 何でこういう質問をしたかといいますと、この事業を拝見すると、契約金額が年間4,200万円ぐらいかかっていると思うのですけれども、多分相談してくれる外部専門家たる弁護士に、受任しても構わないかという条件でやれば、かなり安く相談してくれる先生が出てくるのではないかなとも思いましたので、ご提案したところなのですけれども、今回の実施要項に反映は厳しいかもしれないのですが、今後、予算をよりドラスティックに減額する1つの要素として、今のような相談に応じた弁護士がこの事件を受任できるような方向で検討いただければと思いました。

以上です。

○鈴木許可係長 すいません、その点に関しましては、昨年度もそういうお話をこの場でご議論いただいて、受任できるかどうかというのはそれまで明確には制限をかけていませんでした。ただ、その後、事務局と調整させていただいた中で、この事業に関して、要は得た情報をほかに利用してはならないとか、個人情報保護とか、この事業を行っていく中でかけられている制限を考えると、そこで受任することというのは難しいのではないかとということで、こういう規定を設けたらどうだろうかというご提案をいただいたので、入れているところでございますが、確かに委員のおっしゃるとおり、そういう側面もあるかと思しますので。

○辻専門委員 多分今おっしゃったのは、12ページのサですね、取得した個人情報の利用の禁止とあるのですけれども、これはまさに相談した方のプライバシーを守る趣旨だとお見受けします。そうすると、相談なさった本人がやって構わないというのであれば、個人情報の利用の禁止の規範は当てはまらないのかなとも思いますので、オ、受任の禁止の根拠として個人情報の利用の禁止を挙げるのであれば、今のような観点から、ご再考願えればと思いました。

以上です。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 相談者全般を見ると、弁護士費用も出せないような窮状に陥っている相談者が多いので、かなりディスカウントした内容で対応してくれるのであれば、それはいいのでしょうかけれども、その辺がどうなのかということで、やってみないとわからない部分がありますけれども。

ご指摘、ありがとうございます。

○川澤専門委員 ご説明、ありがとうございます。何点か質問させていただければと思います。31ページで提案書のひな形をお示しいただいているかと思うのですが、31ページと32ページそれぞれ、⑨当該地域の業務実績（過去5年間）というのがあるかと思います。これは、当該地域の実績を求める理由というのはあるのでしょうか。

特に評価項目で地域の業務について加点するというのがなかったものですから。

○鈴木許可係長 おそらくは……。

○川澤専門委員 もし地域の実績を求める必要がないのであれば、この欄は不要かなとも思いますし、そこを評価されるのであれば、引き続き設けていただいてもよろしいのかなと。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 そうですね、地域を限定することによって、挙げられる業務がなくなってしまうというようなことだとすれば、ここはこだわる部分ではないです。

現在、東京と大阪に分けている関係で、相談者の話を聞いて理解する上で、ある程度エリアというか、西日本、東日本に分けるのであれば、その地域の情報に精通しているほうがいいのかと、比較すればそのほうがいいのかということですので、落としたとしても、評価が難しくなるということではないかと思います。

○川澤専門委員 わかりました。もしこれが重要なのであれば、おそらく評価項目のところにその観点を盛り込むですとか、されたほうがよろしいのかなと。整合性がとれるのかなと思ったところです。

続いて、34ページなのですけれども、⑥業務量の推計という項目があるのですが、これは具体的に記載を期待されているのは、過去の実績件数を見て、どのくらいの件数が発生するか、推計を事業者さんがするということなののでしょうか。

○鈴木許可係長 そうですね、現状求めている内容としましては、現在の建設業界の状況、過去の相談件数もありますが、現在置かれている状況から、どれぐらいの相談件数、過去の実績踏まえ、行い得るか。その上でどういう体制を組むかというところを確認させていただくという趣旨です。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

43ページのところに、目的の達成の程度で、アンケートの割合を記載いただいているのですが、これは回収数と配布数というか、回収率も書いていただいたほうがいいのかと。

つまり、80%以上でどういった方であればアンケートに回答いただけたのかなという、おそらく実際納得された方なのかなとは思いますが、回収数というか、アンケートの業務量にもかかわる部分があるかと思いますので、回収率は記載いただいたほうがいいのかと思います。

続いて、最後なのですが、44ページから45ページのところで、取り扱い数量を記載いただいて、詳しくブレイクダウンしていただいているのですが、相談職員の方と弁護士の方

と有識者の方がそれぞれ何件相談を受けたかという、主体別の件数を記載いただくことは可能なのでしょうか。

つまり、それによって、謝金の発生ですとか職員の方の人数とか、そのあたりについての見積もりを立てやすいのかなと思いましたが、そこはいかがでしょうか。

○鈴木許可係長 記録の保存状況を見て、確認をさせていただければと思います。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございました。

○尾花主査 もしあれば。

○浅羽副主査 ずっと1者応札が続いていて、なかなか打開できないのかなと思うのですが、そんな中で、中小企業庁さんへヒアリングされたということで、下請かけこみ寺に関する話を先ほど伺ったのですけれども、ここを受注されているところに応札していただくということは、可能性としてはないのでしょうか。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 その可能性があればと思って、行ったのですけれども。

○浅羽副主査 ですよね。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 かけこみ寺のほうは、基本的に都道府県単位に置いておりますけれども、独立して人と場所を確保するというよりは、今ある生活センター等の業務の中で、一部業務を受託してもらうというようなことで、現在の職員も1人とか2人とかいう状況で、しかも専門的な話になると対応がしにくいというので、お願いしたとしても手が挙がらないのではないかというようなことを言われております。

こちらの予算規模から、都道府県に幅広く置くというのはやはり無理だと。そうすると、東京もしくは首都圏、近畿圏のどこかがしっかりやってくれるかということ、今の体制ではなかなかお受けいただけないような話です。

直接当たってもらったというよりは、現状からはかるに、難しいのではないかというようなところでした。

○浅羽副主査 なかなか打開策が私も思い浮かばず、もちろん皆さんも真剣に考えていらっしゃるの、わかると思うのですけれども、まとめたほうがいい場合もあるし、分割したほうがいい場合もあるのですけれども、例えば東京と大阪を分けるなんていうことは、特にアイデアとしてはお考えになられたことはないのでしょうか。

発注を分けてしまう。小分けするのがいいとはもちろん限らないですけれども。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 経済的な部分よりも、手を挙げてくる方が出てくる可能性として、そのほうが増えるとすれば、それはそれで、特段、同一の受注者でないといけないということではないとは思いますが、そこがどっちに転ぶのが。

今やっているところも、場所は東京にある財団ですので、わざわざ大阪はやらないで東京だけといってやると、大阪が立たなくなってしまうので、そういうリスクをどう評価するということなのです。

○浅羽副主査 先ほど下請かけこみ寺の話をしたのは、もしかしてそれぞれだったらある

のかなとか思ったのですけれども、どうもお話を伺っていると、必ずしもそうではないのかなとは思いましたのですけれども。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 かけこみ寺も、一応看板を出して受けるというふうになっている以上、建設業だと思ってすぐにぱっと振るわけにはいかないの、一通り話を聞いて、できる範囲で対応してと。なお専門的な部分に対応できる場所もありますが、ご紹介いたしましょうかと、そのような形で対応していただいているものですから、やっぱり突っ込んだ話になると受けていただけていないので、溶け込んでしまうのであれば、それはそれで共同運用みたいなこともできるのかなと思ったのですけれども、基本的にはこういう感じで、難しいかなと。

○尾花主査 どうぞ。

○生島専門委員 すいません、私もちょっと関連してなのですけれども、常設の相談窓口を独立して抱えるということせず、かけこみ寺でもいいのですけれども、どこかに1ブース間借りするのも十分なのかなという気がどうしてもしてですね。

というのは、やはり面談が年間54件ですか。東京と大阪合わせてということだと思うのですけれども、そうすると、面談されるのは、月に東京、大阪それぞれで2人とか3人いないぐらいではないですか。ほとんど電話かメールかファクスなのですよ。

月に2人、3人。常時2人、職員の方がいらして、電話、メール、ファクスであれば、窓口としてかちっと何かなくても、事務所みたいなところでもできると思いますし、相談窓口、どうしてもというのであれば、そのときだけ、アポイントが入ったら、かけこみ寺の1ブースを借りてとか、そういうこともできるのかなと思ったりしたのですけれども、やはりこれだけ面談の人が少ないのに、そのために人をきちんと充てて、場所も設けてというと、なかなかやるのが大変だなと思う業者さんが多いのかと思ったのですが、そちらはどうなのでしょう。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 業者の選定というか、手を挙げる業者の数を考えれば、そういった部分もあろうかと思いますが、相談される側の立場をまず優先して考えてしまうものですから、そうしたときに、実際に面談している件数は少ないのですけれども、それは面談せずに済んでいるもの、例えば契約書であるとか取引に関する資料とかを実際に見ながら対応しているものもあるものですから、それが、わからなかったら資料を持っていらしてくださいと常時言えなくなると。実際に面談するのは毎週何曜日の午後ですよとか月何回ですよとかいうふうになると、解決を急いでいる方に対する即応性がなくなってきてしまうのかなという、そういった不安もあることはあります。

○生島専門委員 逆に、何時から何時と決めるのではなくて、受けて、アポイントベースでやるということもできますし、それから、月にせいぜい二、三件だとすれば、むしろ契約書を持ってきてくださいよではなくて、アポイントをとって、それで職員の方が相手の業者さんのところに行ってお話を聞くということのほうが、より業者さんのことを最優先に考えるというのであれば、そのほうがよっぽどいいと思うのです。

そうすると、場所も事務室だけで……。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 旅費の捻出がまた難しくなってくるかなと思います。

○生島専門委員 そこはでも、テクニカルに何か解決……、旅費の捻出とおっしゃいますけれども、相談窓口として応接の場所を設けるコストよりは、その分を旅費に充てたほうが、絶対におつりが来ると思うのです。電話、メール、ファクスであれば、事務所でいいわけですから。事務机があればできるわけですから、大分違うと思うのです。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 そこは何とも……。来てくれるのだったらというので、来てちょうだいというのは非常に増えると思いますけれども、わざわざ、例えば仙台から東京に行くのだったら面倒くさいから電話とファクスでいいかという方が、来てくれるの？ じゃあ、来てくださいよということで、全国隅々に派遣するような形になると、固定費分で済むかという、なかなかシミュレーションがしにくいのかなと。

いろいろな可能性としては考える必要があるのかなと思いますけれども、どうなのか。

○生島専門委員 でも、逆に言えば、業者さんのほうにコストの負担があるから面談にこられない、それなのに相談窓口があるというのも、使われない窓口を置いておくほうが、よほど矛盾があるのかなと。やるのだったらやればいいし、やらないのだったら、やらないほうがいいのではないかなという気がするので、どうせ事業をやっているのでしたら、その範囲で、ほんとうにちゃんとこの事業が利用されるようなやり方にしてもいいのかなと思うのです。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 基本的には、通信手段で間に合っていると。来るか来ないかわからないために部屋を常時確保しているというよりは、相談員が詰めているところの一角にパーテーションで応接というか、簡単な打ち合わせコーナーがあるようなものをイメージしていただければと思いますので、それを常設の対応スペースを切ったからといって、大きく……。

○生島専門委員 そんなにコストが浮かないということですか。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 コストというより、事業者側の負担が減るかという。

○生島専門委員 減るわけではない。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 ちょっとイメージしにくい。

○生島専門委員 なるほど。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 また、相談員も、今は大体3人いて、2人が常時という形ですがけれども、3人来ているときも多くて、やっぱり1つ1つの相談が型にはまったものでもないものですから、何人かいて、それぞれの知見に基づいて、相談して、アウトプットを模索すると。それを何件か蓄積して、弁護士の先生が来るときに、これはどうしましょうとか相談を受けている、そんなようなやり方をしているようです。

やっぱり基本全てクレームですので、それをなかなか魅力的に思ってくれないのが第一の原因なのかなと思ってしまっていて、そこはどうしたらいいのか。場合によったら、名前を、看板をかけかえて、してもいいのかなとは思っているのですけれども。

○生島専門委員 例えばどういうかけかえのアイデアがあるのでしょうか。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 いや、適正化センターっていうのだといかにもあれですから、もうちょっと、その辺はまだ具体には検討していないですけども、何かいい名称でもあればと思っています。

○生島専門委員 なるほど。ありがとうございます。

○辻専門委員 すいません、実施要項5ページ目でございます。上のほうに（ウ）とございまして、上記業務の報告及び事例集の作成とございます。見ていくと、相談内容及び相談への対応結果についての整理及び紛争の原因・傾向の分析について報告書を作成すると書いてございますが、この報告書は公表等されているのでしょうか。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 一般への公表はしておりません。固有名詞等々が入って、部内の報告書なのでですけども、全件入っているのですが、個人情報に係るようなものもこれには入ってしまっているものですから、これをつくらせるときに二通りつくるか、こちらが受けて問題のないような形に整理するかというようなことをすれば、できるんですけども、現時点でそこまでしていないものですから、公表には至っていません。

○辻専門委員 報告書を作成していただいて、どのように活用していらっしゃるのですか。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 我々が行政庁内で、実際に民事の部分でこういった問題が生じているのかということの情報にしているというところです。

○辻専門委員 例えばなのでですけども、これはかなり貴重な財産だと思います。各ケースごとに関して、どういうアドバイスがあり得るのかというのは、特に法律分野ですと判例集とかも固有名詞とか消して、事例として紹介して、非常に役立つ資料として流通しています。

ですので、1つご提案なのでんですけども、事例集の作成という部分に関しては、行政庁内部で使う生のデータを含んだものと、あと、おそらく大した手間はかからないと思うんですけども、事案を抽象化して、このようなクエスチョンがあったので、こういうアンサーをしましたとかという報告書をつくっていただくと、おそらくそれをネットとかで見られれば、ほかの事業者さんたちも相談するまでもなく、QアンドAを見ればヒントをもらえるという状況にあるかとは思いますが、そういう公表して構わないような事例集をつくるという方向性をご検討いただければと思いました。

それでなのでんですけども、続きまして、おそらくこの事業に初めて入ろうと思う方々が、同じ5ページのイ、要求水準を見ると、（ア）寄せられた相談に対する当日中の回答率について、毎月80%を上回ることを書かれてございます。まず、時間的に非常にタイトなスケジュールが設定されております。

ただ、下のほうを見てきますと、○1、○2とあると思います、その上に、そこで、当日中の回答として求められる最低水準としては、○1、聴取して、論点の整理をしてあげればよいと。○2としては、窓口を紹介すればよいと。○2は多分すごく簡単だと思

ます。紹介すれば済みますから。そうすると、多分ポイントは○1の論点の整理を行うという部分が、どれぐらいのレベルでやればいいのかという部分に関心が行くかと思いません。

そのときに、先ほどの事例集ですか、もし可能であれば、この実施要項に参考資料としてつけるか、もしくは説明会とかで配るとか、考えられるとは思いますが、実際の事例、今までこういう論点の整理を行っていて、それでお客様には満足いただいていたというようなことを公表していただくと、おそらく受託する候補者さんたちは、このレベルであれば自分たちでも即日、当日中の対応ができるかと確信して、多分たくさん応募してくれるのかなという雰囲気も感じますので、このあたりのご検討もいただければと思います。

以上です。

○尾花主査 最後に1点だけ。41ページで、相談室賃借料がずっと600万円ぐらいで続いていて、総事業費の10%を超えるものが室料に割かれていて、かつ、総件数を事業費で割りますと、1件当たり3万円ぐらいの事業になってしまうのですが、今後は御省としては、こういった相談については、やはり場所を設けて行う方向で行くのでしょうか。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 場所が、相談員の詰め所もないということなのか、相談者への対応スペースということであれば、それをなくすことによって、応募する事業者との関係はよくわかりませんが、全体のコストという点では、相談者も来ないのだからカットしてもいいのではないのかという話は、ないことはないということだと思いますけれども、場所が必要だというのは、相談員がいる場所でもあるので、それを全くなくすというのは難しい。

ただ、賃料が高いのではないかという部分については、そういうご指摘はどうするのかというところです。

○尾花主査 いや、実施府省さんとしては、場所を借りてこういう相談業務をやりたいというご意向なのであれば、それはそれで承ろうと思います。

○川浪建設業適正取引推進指導室長 場所がないのがイメージできないので。

○尾花主査 なるほど。わかりました。この業務のやり方として、そういうふうになさりたいというのであれば、承知いたしました。

とは言え、ずっと同じ業者さんなので、この委員会ではほかの方が入りやすい環境をつくるにはどうしたらいいのかということで、意見を他の委員が述べたものだと思っております。

ただ、どうしても場所を設けるということがこの業務実施の重要点だとお考えなのだとすることは確認いたしましたので、承知いたしました。

では、大丈夫ですか。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会では審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや管理

委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいですか。

ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（国土交通省退室）

— 了 —